



# 事業系ごみの処理の仕方

■事業系ごみは少量であっても、家庭ごみ集積所及び集回回収には出せません。住居と事業所が一体の場合、生活ごみは家庭ごみ、事業活動のごみは事業ごみとして処理してください。  
 ■袋は、中身の見えるポリ袋をご利用ください。

区分	具体例	処理方法 [下記の表と合わせてご確認ください]	搬入先 [詳細は裏面参照]	搬入条件 [1 排出者あたり]
可燃ごみ	厨芥類 水切りを徹底してください。 	<b>[処理方法①]</b> または <b>[処理方法②]</b> ※一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物と指定したものの[木くず、紙くず、繊維くず]は、市[和名ヶ谷クリーンセンター]と処分に係る契約を締結する必要があります。	<b>和名ヶ谷クリーンセンター</b> <b>TEL.047-392-1118</b>	1日1回 2,000kg 以内 ※産業廃棄物は 1,000kg 以内
	資源化できない紙類 資源化できる雑がみの分別をお願いします。 			1日1回 50kg 以内
プラスチックなどのごみ	プラスチック製品類[30cm 未満] ゴム類、合成皮革製品類 長いものは 30cm 未満に切ってください。 	(1) 家庭から出るごみと性状が同質で、商店や事務所等から出る少量のもの <b>[処理方法①]</b> または <b>[処理方法②]</b> ※廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずは、原則として産業廃棄物です。(1)に該当するものに限り、小規模事業者対策として、一部の市の施設で受け入れています。	<b>※不純物(違反ごみ)の混入は、焼却炉の故障につながるおそれがあるので、絶対にお止めください。</b>	1週間合計 30kg 以内
不燃ごみ	陶磁器類、ガラス類、耐熱ガラス製品類、鏡、電球、傘、金属類、刃物等、小型家電製品類、スプレー缶等、30cm 以上 50cm 未満のプラスチック製品 	(2) (1)以外のものは、産業廃棄物として民間の産業廃棄物処理施設または資源化施設へ <b>[処理方法③]</b>	<b>リサイクルセンター</b> <b>TEL.047-707-2746(持ち込み専用ダイヤル)</b>	1週間合計 80kg 以内
粗大ごみ	一辺の長さが概ね 50cm 以上の製品 	(1) 木製品類、その他家庭から出るような製品で少量のもの <b>[処理方法①]</b> または <b>[処理方法②]</b> (2) (1)以外のものは産業廃棄物 <b>[処理方法③]</b>	<b>※不純物(違反ごみ)の混入は、破碎選別設備の故障につながるおそれがあるので、絶対にお止めください。</b>	1日1回 200kg 以内
資源ごみ [紙類・布類]		<b>[処理方法①]</b> もしくは、民間の資源化施設に自己搬入[裏面参照]または、産業廃棄物として処理 <b>[処理方法③]</b>	<b>民間の紙問屋【裏面参照】</b>	
資源ごみ [飲料用のビン・缶]	飲料・食品用のビン・缶に限る。 ※ペンキ缶、一斗缶、薬品類のビン等は、不燃ごみとして処理してください。 	※シュレッダーにかけた紙類も資源ごみとして処理してください。 ※「中身が残っているもの」や「たばこ等の異物が入っているもの」は民間の資源化施設には搬入できません。 ※家庭から出るごみと性状が同質で、商店や事務所等から出る少量のものに限ります。それ以外のビン・缶は産業廃棄物として処理してください。	<b>民間のビン・缶資源化施設【裏面参照】</b>	<b>市の処理施設には搬入できません</b>
ペットボトル	※キャップ・ラベルを取り、すすいで水を切って、つぶす。		<b>民間のペットボトル資源化施設【裏面参照】</b>	
有害ごみ	蛍光灯(管)、乾電池、ライター、水銀体温計等 	(1)買い換え時に販売店や納入業者に引き取りを依頼する。 (2)産業廃棄物として処理する <b>[処理方法③]</b>		<b>市の処理施設には搬入できません</b>
剪定枝等	枝は 1 本の太さ 10cm 未満、長さ 50cm 未満にして束ねる 草・葉は中身の見えるポリ袋に入れる 	剪定枝(落ち葉・草含む)の市の施設への搬入については、廃棄物対策課へ事前にお問い合わせください。 <b>TEL.047-704-2010</b>		

### リサイクルセンター搬入時の予約方法について

リサイクルセンターに事業系ごみを持ち込む場合には、前日までに下記に電話し、予約してください。

**リサイクルセンター 持ち込み専用ダイヤル**  
**TEL. 047-707-2746**

※インターネットのリサイクルセンター持ち込み専用サイトは、家庭系ごみ専用のため、事業系ごみについては電話予約をご利用ください。

### ビン・缶の搬入先について

飲料・食品用のビン・缶は市の処理施設には搬入できません。民間の資源化施設に搬入してください。

**飲料・食品用のビン・缶**  
 搬入先: 民間のビン・缶資源化施設【裏面参照】

**飲料・食品用以外のビン・缶**  
 搬入先: リサイクルセンター  
 ※家庭から出るごみと性状が同質で、少量のものに限ります。それ以外のものは原則として産業廃棄物となります。

■廃棄物処理法の基準を満たさない廃棄物の焼却(野焼き行為)は禁止されています。  
 ■イベントごみは主催者の責任において、事業系ごみとして適正に処理してください。

## [処理方法①] 一般廃棄物処理業者に収集運搬を委託する

- 必ず市の許可を受けた業者[裏面参照]に委託してください。

## [処理方法②] 市の処理施設等に自己搬入する

- 必ず事前に施設に連絡してください。[裏面参照]
- 業種、ごみの種類、重量等を確認します。運転免許証等の提示を求められることがあります。
- 区分別にごみを分別し、施設の指示に従い、搬入をしてください。

## [処理方法③] 産業廃棄物処理業者に処理を委託する

- 産業廃棄物は、原則として市では処理できません。
- 県の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託してください。

【問い合わせ先・相談先】  
 ■松戸市一般廃棄物処理事業協同組合事務局  
 TEL.0120-5353-09 (固定電話のみ)  
 TEL.047-312-2275

■一般廃棄物処理業者(収集運搬) [裏面参照]

【利用時間】 8:30~16:30 【休み】 日曜日、年末年始[12月31日から1月3日まで]、5月3日から5月5日  
 【料金】 一般廃棄物 ※20kg未満は一律20kgとして算定します  
 17.6円/kg[20kg未満は352円] (例) 30kg搬入した場合 ⇒ 528円(税込) ※令和6年3月現在  
 一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物 ※20kg未満は一律20kgとして算定します  
 30.8円/kg[20kg未満は616円] (例) 30kg搬入した場合 ⇒ 924円(税込) ※令和6年3月現在  
 【搬入先】 上記の表および裏面参照。

【問い合わせ先・相談先】  
 ■(一社)千葉県産業資源循環協会[業者の紹介について]  
 TEL.043-239-9920

■東葛飾地域振興事務所 地域環境保全課[処理について]  
 TEL.047-361-2119